

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20260507	栄伸観光株式会社(法人番号3180001151788) 代表者桐山公司	愛知県稲沢市長東町観音寺田194番地	本社営業所	愛知県稲沢市長東町観音寺田194番	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	道路運送法第9条の2第1項	令和7年11月26日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運行管理者補助者の選任解任届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)、(3)運送引受書記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)	37	14
2	20260508	有限会社てるみや(法人番号6180002087426) 代表者榮まこと	愛知県知多郡南知多町大字内海字東浜田16番地6	てるみや営業所	愛知県知多郡美浜町大字上野間東寸田48番11	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	道路運送法第9条の2第1項	令和7年12月24日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運行管理者補助者の選任解任届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)、(3)運送引受書記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(4)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(5)点呼の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(7)運行指示書の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)、(8)原価報告書未提出(道路運送法第94条第1項)	18	6
3	20260513	日の丸自動車株式会社(法人番号6200001004370) 代表者川上秀人	岐阜県岐阜市市ノ坪町2-20	本社営業所	岐阜県岐阜市市ノ坪町2-25	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	道路運送法第20条	令和7年11月13日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	14	6
4	20260520	聖観光株式会社(法人番号9180001146403) 代表者大森智和	愛知県常滑市千代ヶ丘1丁目25番地の1	本社営業所	愛知県常滑市千代ヶ丘1丁目25番地の1	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項	令和8年2月19日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(2)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(3)特定の運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	12	4

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
5	20260521	ハトリ観光バス株式会社（法人番号 9180001146403）代表者望月勝次	静岡県静岡市葵区羽鳥大門町25番67号	本社営業所	静岡県静岡市葵区羽鳥大門町25番67号	文書警告（処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による）	旅客自動車運送事業運輸規則第45条	令和8年2月20日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	15	5
6	20260525	株式会社荒河観光（法人番号 1190001004039）代表者小林真輝	三重県亀山市管内町1450番地	亀山営業所	三重県亀山市管内町字南野1450番地	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和8年3月11日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(2)点呼の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(4)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0